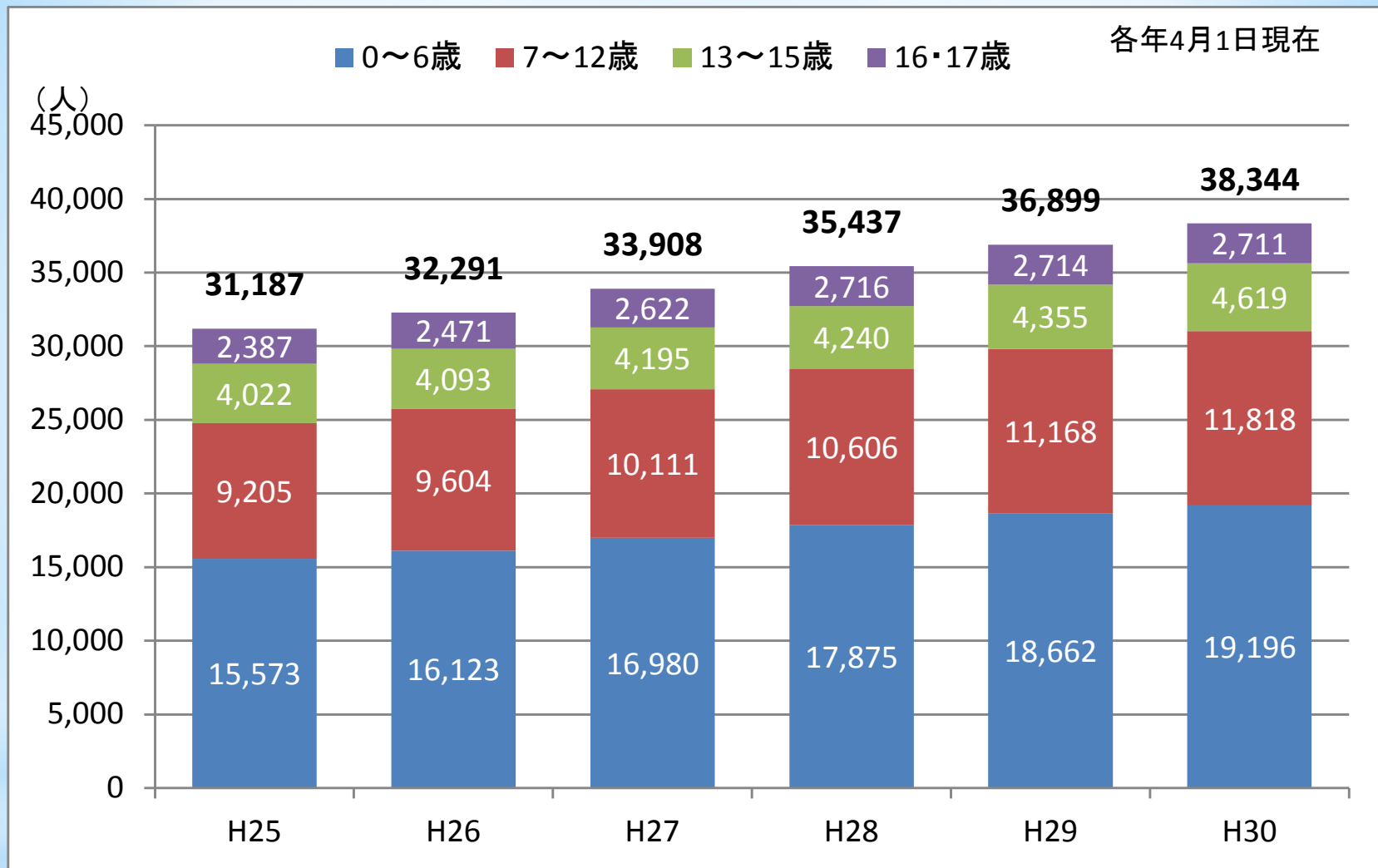


子どもと家庭に寄り添い支えるあたたかなまちづくり
(仮称) 港区子ども家庭総合支援センター
の役割

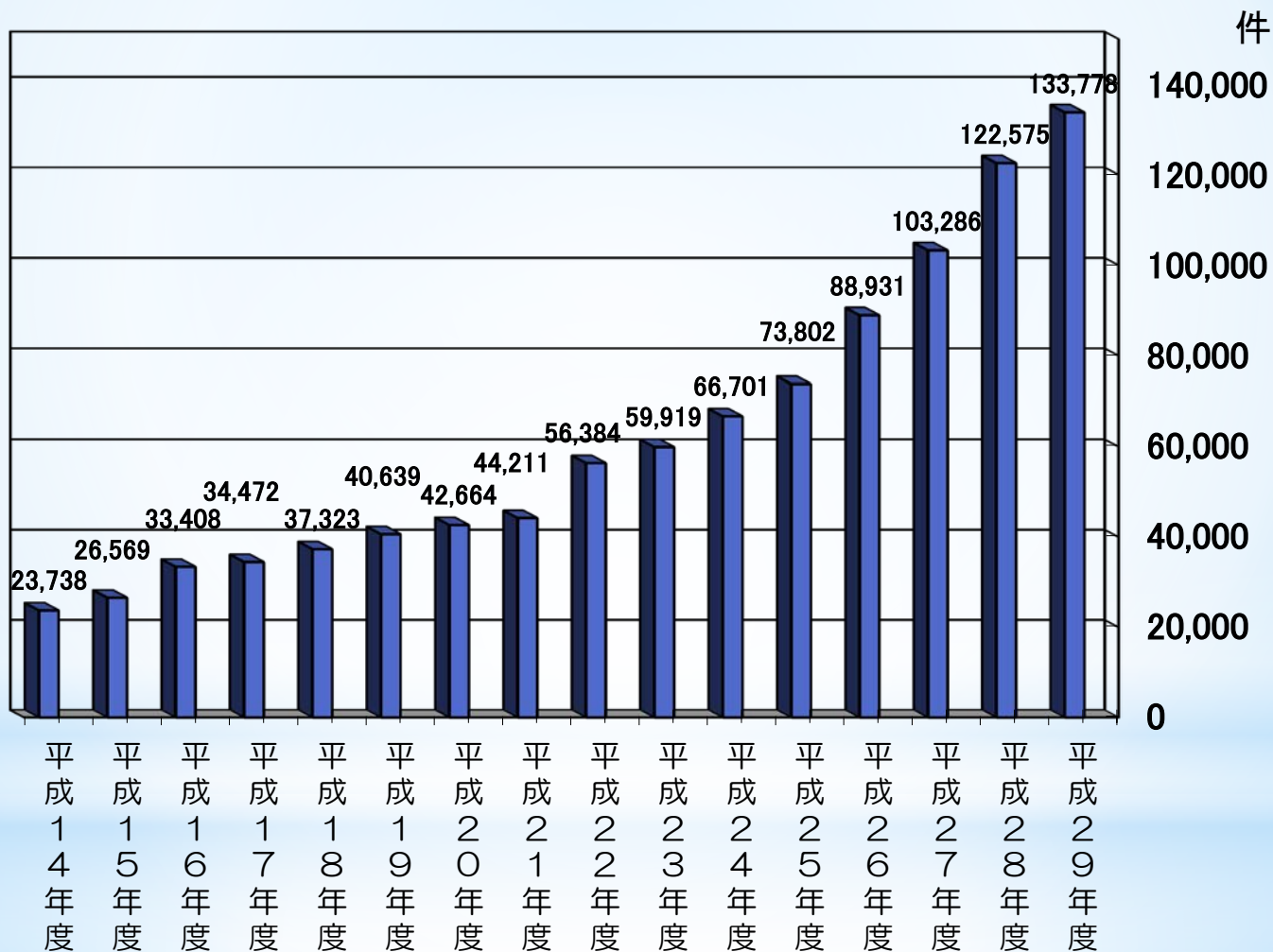
人口（平成30年4月1日）	255,320人
児童数（18歳未満）	38,344人【15%】
世帯数	145,218世帯
合計特殊出生率（平成29年）	1.43
核家族	約9割
集合住宅に居住	約9割
人口（平成33年推計）	269,472人
人口（平成35年推計）	281,050人

港区の現状



港区の児童人口の推移

児童相談所での児童虐待相談対応件数



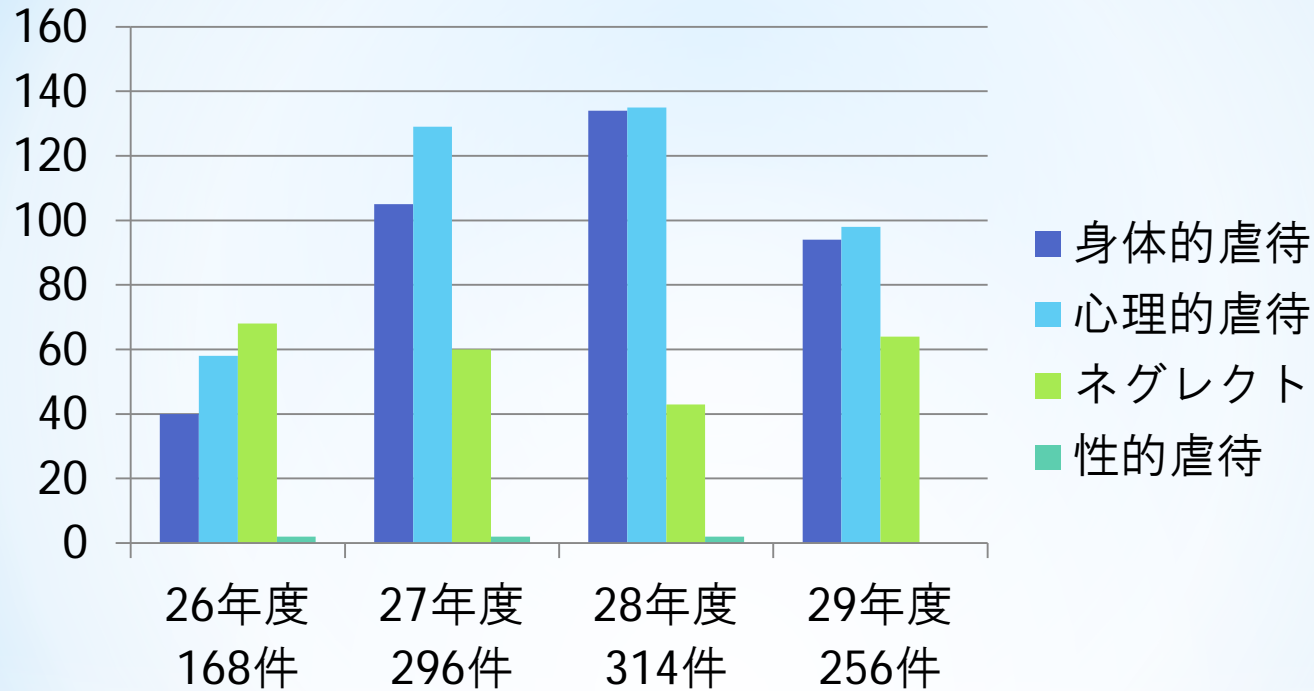
出典：平成30年8月30日厚生労働省公表（平成29年度は速報値）

(単位：件)

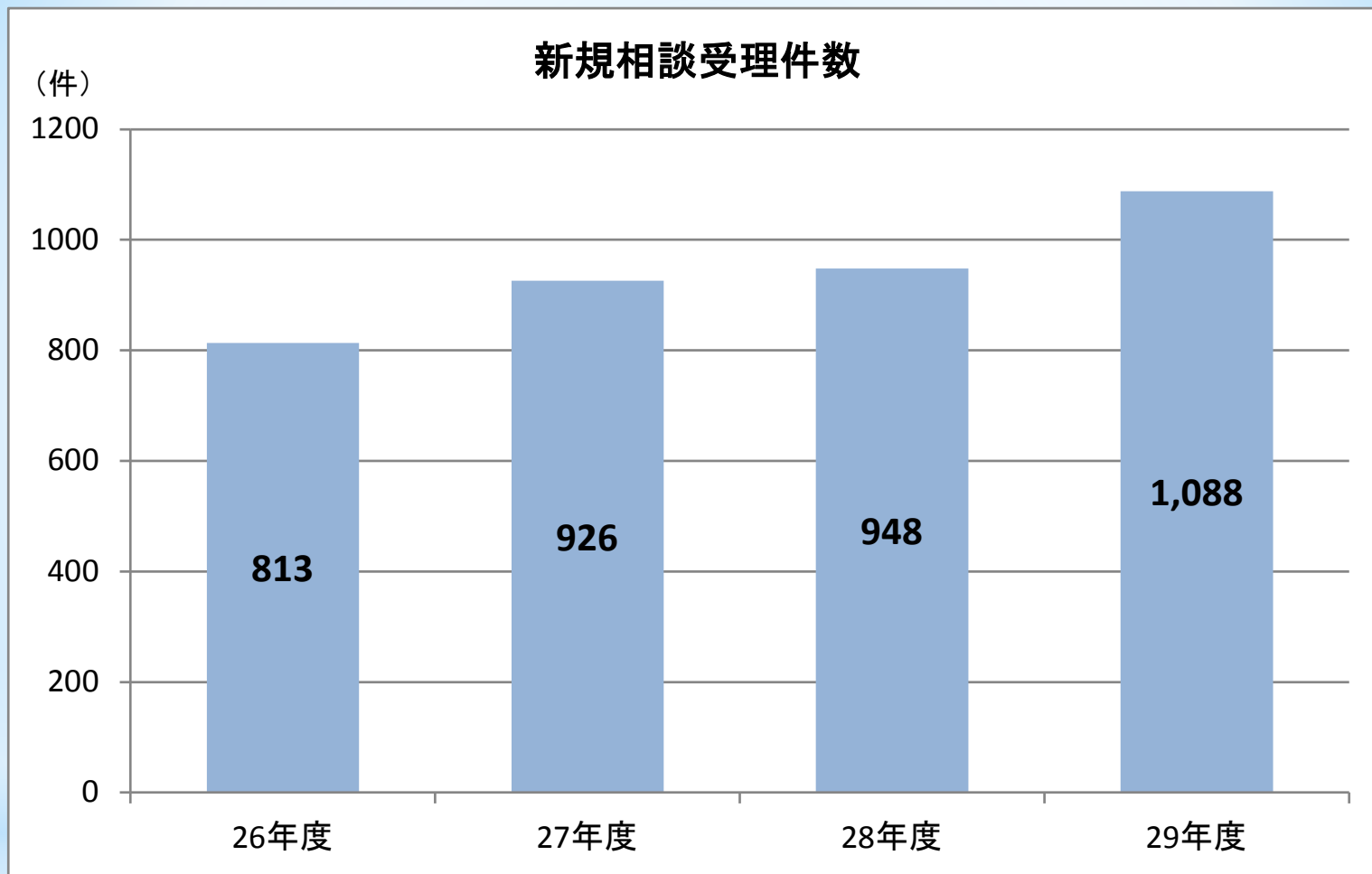
	相談受案件数 (一般相談)	児童虐待
平成27年度	24,042	10,619
平成28年度	26,933	12,934
平成29年度	28,213	14,207

出典：東京都「児童相談所のしおり（2018年版）」

東京都児童相談所の相談受理状況



港区子ども家庭支援センターの 児童虐待相談新規受理数 (非該当数を除く)



児童人口比の新規相談受理件数は港区は3%です。(区部2.9%都2.8%)

港区子ども家庭支援センターの 新規相談受理件数

(仮称)港区子ども家庭総合支援センター

児童相談所

子ども家庭支援センター

母子生活支援施設

総合支所

障害者福祉課

教育センター

警察

医療機関

幼稚園・小中学校

子ども中高生プラザ

児童発達支援センター

民生・児童委員

人権擁護委員

社会福祉協議会

乳児院

家庭裁判所

子育てひろば・一時預かり

保育サポート

児童高齢者交流プラザ

児童館・放課GO→

保育園・こども園

教育委員会

みなと保健所

子ども家庭課

港区 子ども家庭支援 ネットワーク

(港区要保護児童対策地域協議会)



港区の子ども家庭支援ネットワーク

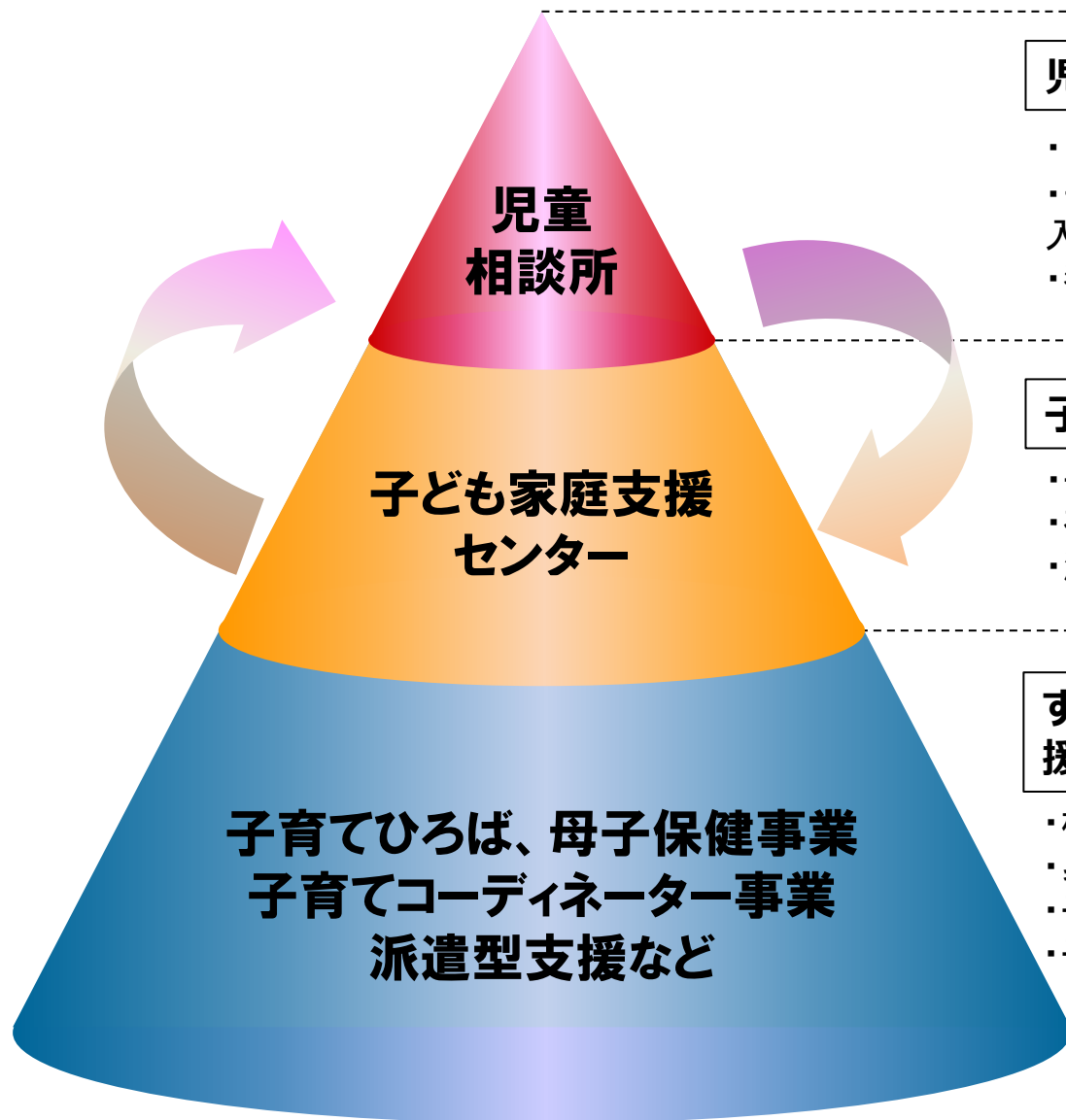
- 東京都の事務である児童相談所を区が設置することにより、専門診断や一時保護機能を持った切れ目のない支援が実現します。
- 地域の様々な施設、機関が連携協力して、力を寄せ合い、地域ぐるみできめ細かい支援を行います。
- 生まれる前から子どもたちが自立するまで、10年、20年と寄り添う、安心子育て・子育てのネットワークを作ります。

平成28年5月

児童福祉法等を改正する法律が成立

- 児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化(第1条)
- 国・地方公共団体は、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援するものとする。ただし家庭における養育が適当でない場合には、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずるものとする。(第3条の2)
- 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。(第59条の4第1項)
- 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。(第10条の2)
- 児童相談所に①児童心理司②医師または保健師③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士配置またはこれに準ずる措置を行う。(第12条の3第6項第1・2号、第13条第5項、第12条第3項)

港区の子どもと家庭のための相談体制



児童虐待、障害、非行等の専門的な相談

- ・医学、心理、行動診断などの専門的相談支援
- ・一時保護及び家庭復帰支援、里親委託・施設入所等の社会的養育による支援
- ・養子縁組に関する支援

子ども・子育て相談、児童虐待の予防

- ・子どもと家庭に関する総合相談窓口
- ・在宅子育てサービス情報の提供、申込み
- ・港区地域子育て支援ネットワークづくり

すべての家庭を対象とした子ども・子育て支援事業、母子保健事業

- ・検診、育児相談、乳児訪問等の母子保健事業
- ・身近な地域における気軽な相談
- ・子育て家庭向け講座、イベント
- ・子育て家庭の交流活動、世代間交流活動

- 妊娠期から子育て期、思春期、自立までの子どもの成長に応じた切れ目のない支援
- 児童虐待等の調査、援助、保護、措置、家庭復帰まで切れ目のない支援の流れ
- 母子保健、学校、保育園、障害児支援等の行政による支援と地域・民間との連携による各分野において切れ目のない支援

虐待、非行などの子どもの問題の深刻化を予防します

子ども家庭支援センターとは

児童福祉法第10条の2に基づく、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を継続的に支援していくための拠点です。



2つの役割

子ども・子育て
支援サービス

子どもと家庭
の総合相談

対象：18歳までの子どもとその家庭（妊産婦を含む）



子ども・子育て 支援サービス

- 子育てひろば（親子の交流・子育て講座・情報提供など）
- イベントや講演会等の開催
- 子育て支援のネットワークづくり（地域こぞって子育て懇談会 等）

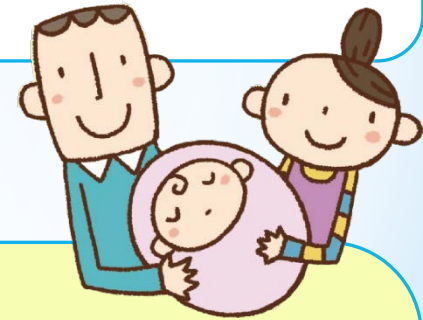


新しい施設ではさらに・・・

- 多目的室や体育館、会議室の活用
⇒対象者を広げたイベントや講座の開催が可能
- 子育て支援のネットワークづくりの充実
⇒地域の企業やNPOなど様々な主体と協働した取組

子どもと家庭の 総合相談

- 相談員（子ども家庭支援センター職員）による相談
- 専門相談（保健師・臨床心理士）
- 子育てコーディネーター相談室



新しい施設ではさらに・・・

○児童相談所が併設

⇒専門的な相談が利用できます（児童福祉司、児童心理司、医師、弁護士等）

子どもの状況に合わせて迅速に対応できます

○家庭相談の機能が加わる

⇒離婚問題、ひとり親に関すること等、家庭に関わることにも対応します

児童福祉法第12条に基づく行政機関
です。

子どもと家庭についての相談に応じ、子どもの問題や状況、ニーズを把握し、子どもや家庭に適切な援助を行うことで、子どもの権利を擁護することを目的としています。

児童相談所とは

児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士などが チームを組み、様々な子どもと家庭の問題に対応します

養護相談

養育困難

保護者の病気、死亡、離婚などの事情により、子どもの養育が不安になったとき
養育が困難になったとき、迷子の相談

児童虐待

子どもの人権に関わる相談
【身体的虐待】 子どもをたたく、激しく揺さぶる
【ネグレクト】 食事を十分に与えない
【心理的虐待】 子どもへの脅しや心を傷つける言動
親による家族への暴力の目撃、
【性的虐待】 子どもへのわいせつな行為

障害相談

言語発達、肢体不自由、ことばの発達の遅れ
発達障害に関する相談
知的障害児に関する相談、療育手帳の判定に関すること

育成相談

乳幼児の育児・しつけや遊び、子育ての不安などの相談
不登校、いじめ
子どもの性格行動に関する相談（友達と遊べない、内気、子どもの落ち着きがない、家庭内暴力など）
子どもの進学・就職などの進路選択などに関する相談

非行相談

ぐ犯相談

18歳未満で、問題行動（家出や親のお金の持ち出しなど）のある子どもに関する相談

触法相談

14歳未満で法に触れる行為（盗みなど）を行った子どもの相談

保健相談

乳児、早産児、虚弱児、児童の疾患
事故・ケガ等の健康管理に関する相談

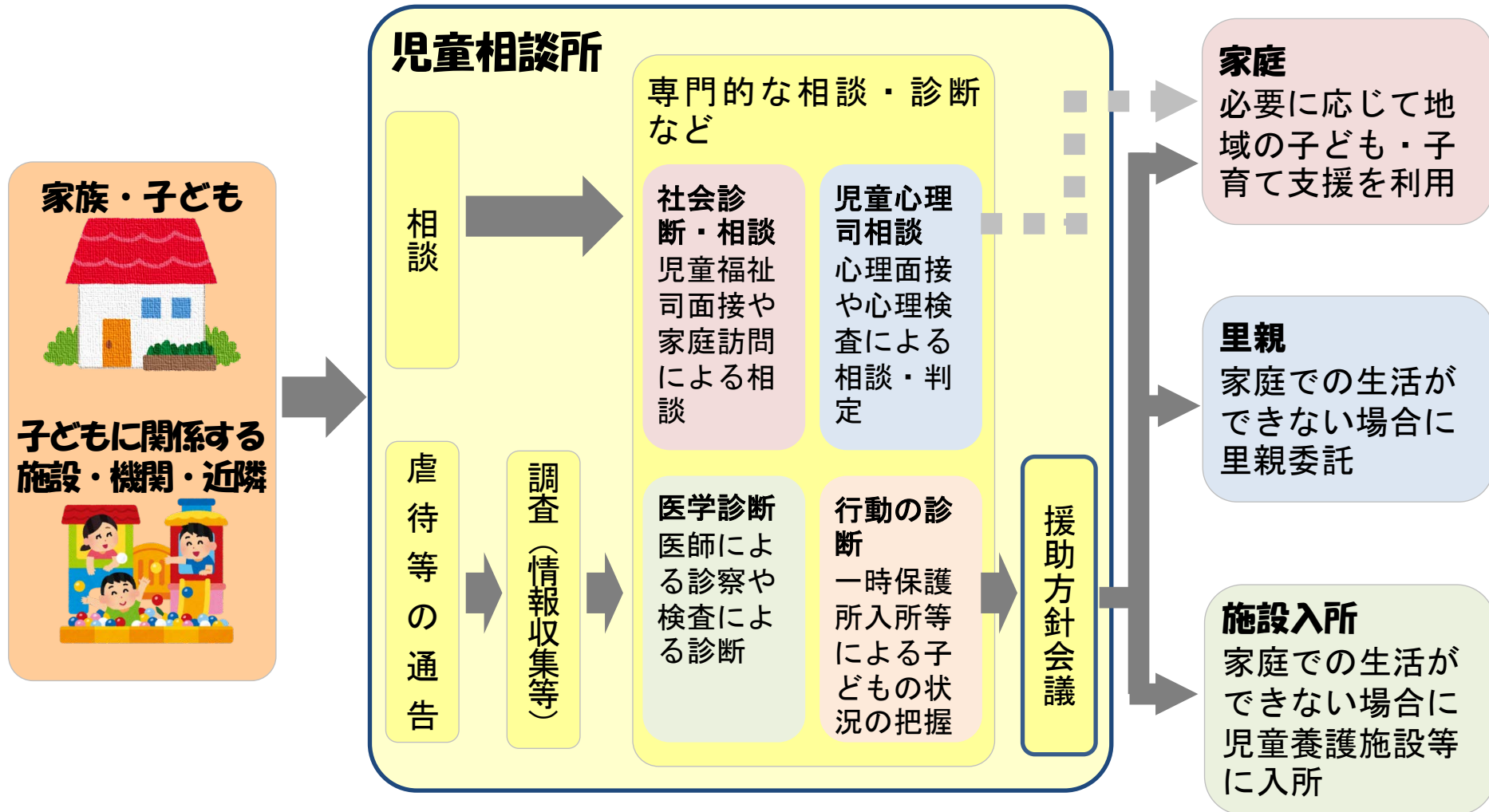
里親の相談

里親になりたい、里親に預けたいなど
里親（養育家庭）に関する相談
養子縁組、特別養子縁組に関する相談

その他の相談

離婚や親権、その他の家族や子どもの相談

児童相談所の相談から支援の流れ



一時保護

- 児童福祉法第33条の規定の基づき一時保護を行います。

【目的】・子どもの安全の迅速な確保
・子どもの心身の状況やおかれている環境その他の状況の把握

【一時保護所】

生活場面で子どもと関わり寄り添うとともに、この期間中に関係機関と連携して子どもや家族の支援内容を検討します。子どもにとっても、自分自身や家庭のことを振り返り、関係や生活を再構築する意義があります。

学習室、食堂、プレイルーム、リビング、浴室、トイレ、体育館居室(個室を基本)等を整備します。

- 一時保護は、里親、児童養護施設、乳児院等に委託することもあります

主に子ども家庭支援センターが対応

在宅支援による 問題の改善

3歳
近所からの母親らしき人の大声と子ども激しい泣き声があると
の通告

近隣から通告

【家庭訪問】
母親が、育児
ストレスによる
不安を抱えて
いる

- ◆区のサービスを実施
(派遣型一時保育 等)
- ◆定期的な家庭訪問による
養育状況の確認
- ◆地域での見守り

育児不安への対応 (虐待の未然防止)

1歳
発語が遅れているよ
うに思う。母親は心
配で眠れないこと
がある

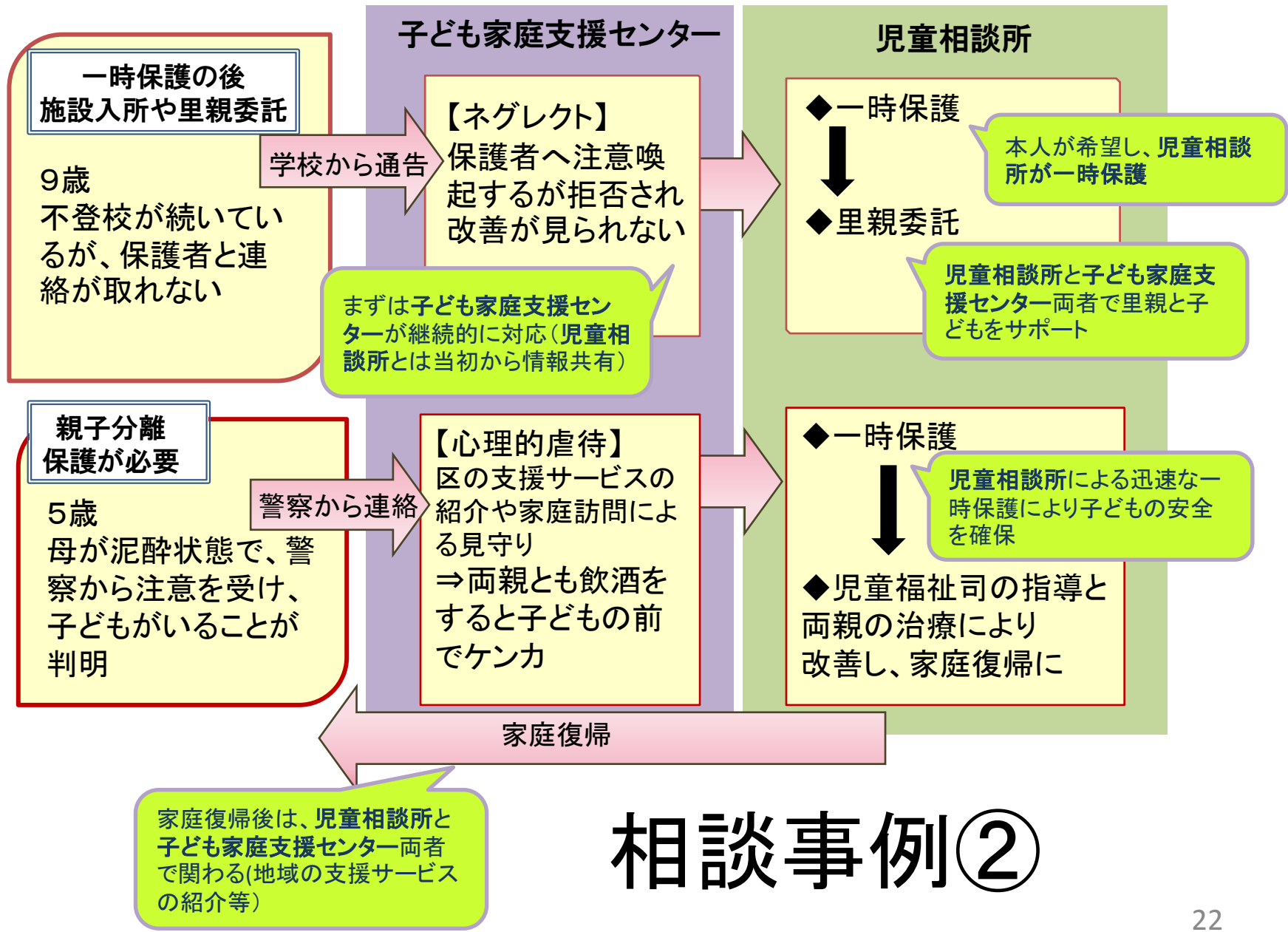
母親が相談

【臨床心理士によ
る面談】
母親は周囲に同じ
子育て仲間がいな
いなどで不安を感
じている

- ◆子ども家庭支援セン
ターへ利用登録
(講座への参加や、他
の親子との交流の機
会を通しての見守り)

発達についての不安が
続いているので、児童相
談所の児童心理司が話
を伺う。

相談事例①



相談事例②

母子生活支援施設とは

様々な事情から養育が困難となった母子家庭が入所し、安定した生活と自立を支援するための施設です。

お母さんには・・・

お母さんが心と体と生活を安定させ、次のステップに向かうことができるように、仕事、育児、健康、将来の生活設計など、お母さんのいろいろな課題について、職員がご相談にのり、サポートして解決を目指していきます。



お子さんには・・・

お子さんの健やかな成長のため、職員が支援します。

- ★乳幼児の補助保育
- ★学習、進学、悩み事などの相談
- ★子ども会、レクリエーションなどの活動の機会の提供
- ★サークル活動など、習い事の機会の提供

子ども家庭支援センターや児童相談所の機能を利用することによって、問題を迅速に解決し、新しい生活をスムーズにスタートできるようになります。

迅速

子ども家庭支援センターや児童相談所での相談段階で、母子生活支援施設の利用を希望された場合には、ダイレクトに母子生活支援施設の利用を案内することができます。

解決

親子が離れ離れになることなく、子ども家庭支援センターや児童相談所の専門相談を利用して、問題の解決を図ることが可能となります。

新たな生活

児童相談所での一時保護によって精神的、身体的な安定を取り戻した子どもが安心して自宅で生活するために、親子関係の調整を行うことができます。

複合施設

連携する3施設

子ども家庭支援センター

子育て中の人が集う子育て支援の拠点です。

- 子育てをテーマにした多様なイベントや講座の開催
- 子育て支援施設やサービスの情報提供と申込み
- 子育てを支援する人のネットワークづくりの支援

子どもと家庭に関する相談に幅広く対応します

- どんなささやかな相談にも寄り添うコーディネーター
- ひとり親支援、女性の就労、離婚、DV被害者相談等、様々な家庭問題の相談

児童相談所

子どもに関する問題（児童虐待、非行、自立支援、障害児の育成など）のうち、専門的な知識や援助、技術が必要な相談に対応します。

- 児童福祉司、児童心理司、医師、弁護士などの専門家による対応
- 一時的に親と暮らせない子どもが生活する一時保護所を併設
- 療育手帳等の判定を実施
- 里親、乳児院、児童養護施設等と共に児童を支援
- 特別養子縁組

母子生活支援施設

様々な事情から養育が困難となった母子家庭が入所し、安定した生活と自立を支援するための施設です。

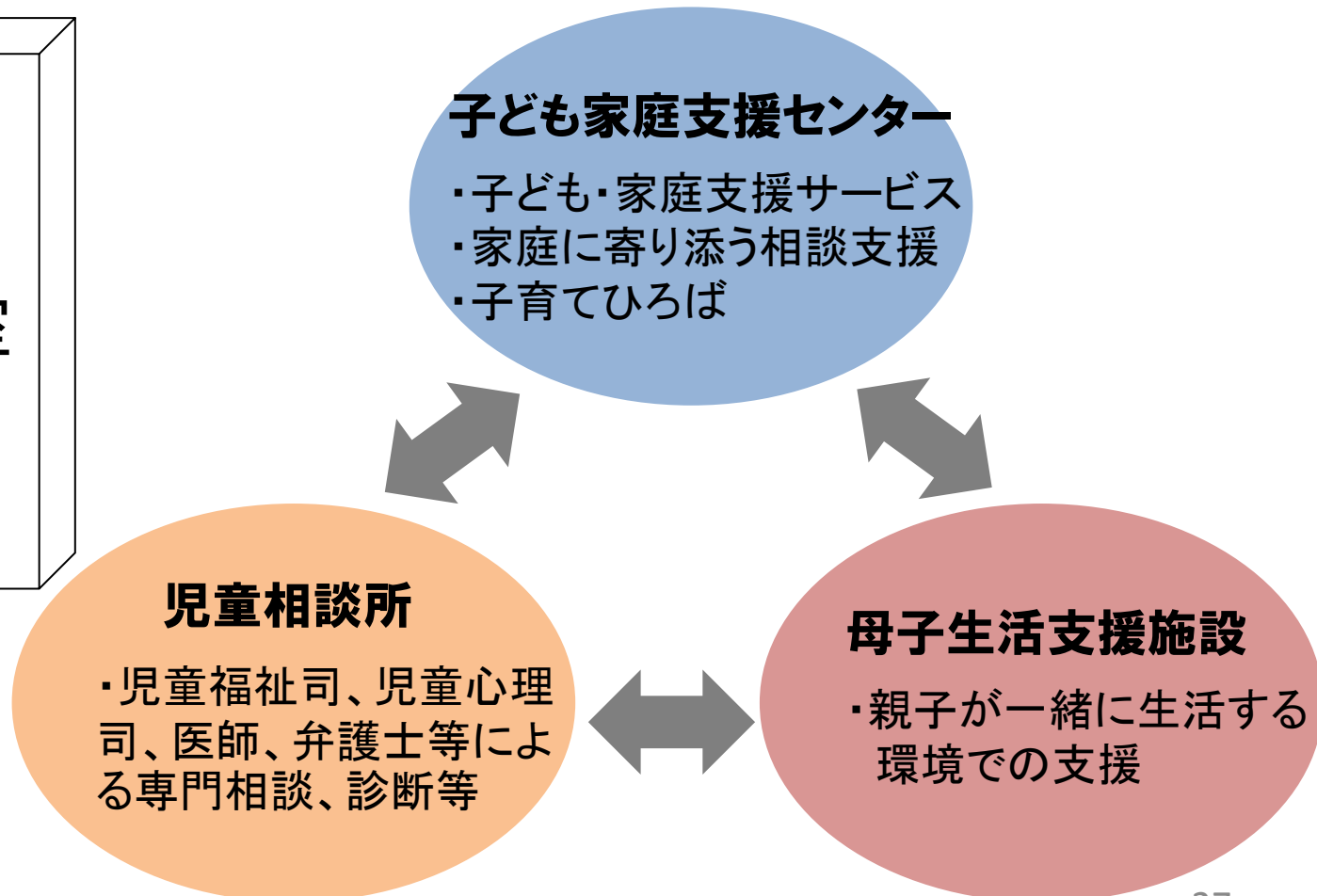
- 専門支援員による日常生活支援
- 緊急一時保護（DV被害者等）
- 自立後の母子への相談支援

3施設複合のメリット

施設の共有

- ・体育館
- ・相談室
- ・心理療法室
- ・会議室
- ・事務室

機能の共有



(仮称)
港区子ども家庭総合支援センター



土地購入の経緯について

- 港区では、子ども家庭支援センター、児童相談所、母子生活支援施設が複合施設として整備できる土地を探しましたが、区の所有する土地でふさわしい土地はありませんでした。
- 平成28年8月に、国から南青山5丁目用地についての情報提供があり、区として国に取得要望書を提出しました。12月に、国から区を売却相手方とする通知がありました。
- 平成29年9月の財産価格審議会で評定した適正価格に基づき、国との契約条件が整いました。
- 平成29年10月の港区議会定例会で補正予算が議決され、11月に土地売買契約を締結しました。

まちの環境への配慮と安全性の確保

安全な歩行者空間

- 敷地が面している2本の道路にはいずれも歩道がなく、自動車が通行する際には歩行者との譲り合いが必要な状況です。
- 車イスやバギーがすれ違える2m以上の幅の歩道状空地を設け、安全な歩行者空間を確保します。
- 駐車場出入口は、敷地南西隅とします。

環境への配慮

- 街並みに潤いをもたらす屋上緑化、壁面緑化、歩道状空地への植樹を効果的に行います。
- 太陽光発電設備を設置します。
- 内装においては、国産木材を活用し、特に子どもが触れる場所には、自然素材等を選定します。

セキュリティ

- 各施設職員が、不審者侵入を防ぐための施設管理を徹底します。
- 24時間365日警備員を配置し、見回りや夜間警備を行います。
- 防犯カメラを入口、エレベーター内など必要な場所に設置し、閉館後は機械警備も設定します。

災害時の対応

- 児童相談所、子ども家庭支援センターは、災害時には、被災児童や家庭への援助活動を行います。区内避難所に出向き、心のケアにも取り組みます。
- 施設には、マンホールトイレを設置します。
- 防災の取組について地域の皆さんと連携内容を協議していきます。